

君津市立上総地区小中学校スクールバス運行業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、君津市立上総地区小中学校スクールバス運行業務委託を受託する事業者の選定手続きに必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

君津市立上総地区小中学校スクールバス運行業務委託

(2) 業務の目的

児童生徒の通学負担軽減と利便性の向上を図るとともに、スクールバスの運行業務について、業務をより効率的、効果的に達成するために、豊富な経験及び専門知識並びに技能を有する事業者には業務委託することにより、安全な登下校に配慮することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「君津市立上総地区小中学校スクールバス運行業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行期限

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(5) 委託上限額

687,859千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 選定方式

書類審査とプレゼンテーション審査による公募型プロポーザル方式とする。

4 プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルの参加者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 君津市入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、本委託の公募開始の日から候補者決定の日までの間に、君津市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている日が含まれない者
- (2) 令和6・7年度君津市入札参加資格者名簿に次の要件で登載されている者

- ① 登録部門 委託
- ② 大分類 その他委託
- ③ 中分類 車両運行管理

- (3) 地方公共団体から本業務と同様又は類似した業務を受託した実績を有すること
- (4) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定に基づく許可を受け、運送事業を実施していること、又は業務委託開始までに許可を受ける見込みがあること
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の規定に該当しない者であること
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者
- ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - ② 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ③ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

5 プロポーザル実施スケジュール

内 容	期間等
公募の開始※実施要領等のHPへの公開	令和7年 9月 3日（水）から
質問書の受付	令和7年 9月10日（水）午後5時まで
質問書の回答	令和7年 9月16日（火）までに回答
参加申込書等の提出期限	令和7年 9月22日（月）午後5時必着
参加資格の審査（書類審査）の実施	令和7年 9月24日（水）
参加資格の審査（書類審査）結果の通知送付	令和7年 9月26日（金）予定
企画提案書等の提出期限	令和7年10月 9日（木）午後5時必着
プレゼンテーション審査の実施	令和7年10月20日（月）～23日（木）のうちいずれか1日 予定
結果の通知送付	令和7年10月24日（金）予定
契約の締結	令和7年11月以降

6 参加手続

(1) 参加申込期限

令和 7 年 9 月 3 日から令和 7 年 9 月 22 日まで

(2) 参加申込方法

ア 書類の入手方法

君津市ホームページからダウンロード

※参加申込予定の事業者は、「児童生徒の配置図」を配布しますので、教育総務課（17 担当課）までご連絡ください。

イ 提出方法及び提出先

担当課に持参又は郵送による提出とし、持参の場合は、平日午前 9 時から午後 5 時までに提出すること。郵送の場合は、6（1）の期間内必着とする。

(3) 提出書類

ア 参加申込書（第 1 号様式）

イ 誓約書（第 2 号様式）

ウ 会社概要調書（第 3 号様式）

エ 業務実績調書（第 4 号様式）

(4) 提出部数

原本 1 部、副本 1 部

(5) 申込みの無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、申込みを無効とする。

① 参加資格のない者が行った申込み

② 不正な行為による申込み

③ その他指定した方法以外による申込み

(6) 質問書の提出

質問書（第 5 号様式）に記載のうえ、電子メールによる提出とし、件名は「君津市立上総地区小中学校スクールバス運行業務委託に係る質問」とすること。

送付先：kyouiku@city.kimitsu.lg.jp

(7) 質問書の回答

質問内容が申込者独自の提案に関わると判断されるものは、当該申込者のみに、それ以外は、全ての申込者に電子メールにて回答する。

(8) 申込みの辞退

参加申込書提出後に、参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（第 13 号様式）を提出すること。辞退による不利益な取り扱いはない。

(9) 参加資格の確認

電子メールにて、提出者へ通知する。

7 企画提案書の提出について

本プロポーザルに参加する者は、提出期限までに次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書表紙（第 6 号様式）
- イ 業務実施体制調書（第 7 号様式）
- ウ 企画提案書（任意様式）
- エ 見積書（第 8 号様式）
- オ 見積内訳明細書（任意様式）

※キロ制運賃及び時間制運賃を明記のうえ、作成すること。

(2) 提出期限

令和 7 年 1 0 月 9 日（木） 午後 5 時まで（必着）

(3) 提出方法及び提出先

担当課に持参又は郵送による提出とし、持参の場合は、平日午前 9 時から午後 5 時までに提出すること。郵送の場合は、7（2）の期間内必着とする。

(4) 提出部数

原本 1 部、副本 8 部

8 企画提案書の作成について

企画提案書の作成及び記載上の留意事項は、次のとおりとする。

(1) 企画提案書の体裁

- ア 用紙は A 4 判、横書き、文字サイズ 1 1 ポイント以上とすること。
- イ 表紙を除いて 3 0 ページ以内で両面印刷とすること。
- ウ A 3 判の資料を挿入する場合は、片面印刷とし、A 4 判 2 ページ分とカウントする（A 4 サイズに折ること）。

(2) 企画提案書の構成

企画提案書には、以下に示す項目ごとに提案等を記載すること。

提案書類名	提案項目	書式
1 安全運行と緊急時の対応について	事故処理担当者、危機管理マニュアルの有無等	第9号様式
2 事業者としての優位性とアピール	優位にある点やアピールしたい点	第10号様式
3 利用者への対応	乗客サービス向上への方針・取り組み 等	第11号様式
4 学校への対応	学校等の依頼に対する柔軟な対応方法について	第12号様式

(3) その他の留意事項

ア 企画提案書の説明は、専門用語を多用しない等、わかりやすさ、読みやすさに努めること。

イ 企画提案書は、1者1提案とすること。

9 見積書の作成について

令和6年3月1日から適用された関東運輸局が公示した運賃の基準額を基準に見積金額を算出すること。

10 プレゼンテーションについて

- ・プレゼンテーションは、原則、対面方式とするが事情によりweb会議アプリケーションを用いた方法等に変更する場合がある。
- ・プレゼンテーションの配分時間は、提案内容に係るプレゼンテーション35分以内、その後提案に対する質疑応答15分程度とする。
- ・プレゼンテーションの出席者は本業務の担当者となる予定の者（総括責任者を含む3名以内）とすること。
- ・評価方法は、別紙「君津市立上総地区小中学校スクールバス運行業務委託提案評価基準」のとおり

1 1 契約候補者の選定

契約候補者の審査は、提出された企画提案書等及び提案（プレゼンテーション）により、君津市立上総地区小中学校スクールバス運行業務委託プロポーザル審査委員会（以下、審査委員会という。）が行う。審査委員会は、「評価基準」に基づき採点を行い、得点の最も高い者を契約候補者、次に得点の高い者を次点者として選定する。最高得点者が2者以上の場合は、見積価格がより安価である者の提案を採用することとし、当該見積価格も同額である場合には、くじ引きにより採用者を決定するものとする。なお、提案者が1者であっても審査を行うこととし、120点以上の評価点を得た場合は、その提案者を契約候補者として選定する。

1 2 事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合。
- (3) 提出期限を過ぎて提出された場合。
- (4) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (5) 見積書（第8号様式）の見積金額が委託上限額を超えている場合。
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり信義に反する行為があったと認められる場合。

1 3 審査結果の通知

契約候補者決定の通知は、書面にて決定の有無を通知する。

候補者に選定されなかった理由については、通知日から5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に書面（任意様式）により、教育総務課へ説明を求めることができる。

候補者に選定されなかった理由について、説明を求められたときは、書面を受理した日から3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に書面により回答する。

1 4 契約

契約内容及び仕様については、契約候補者として選定後、企画提案等の内容をもとに本市と詳細を協議し、仕様書を調整のうえ、契約の締結を行う。

なお、企画提案等の内容については、見積書（第8号様式）に記載した見積金額内で実施できることを確約したものとみなす。ただし、契約までに関東運輸局における運賃（距離及び時間運賃の基準額）の変更が公示され、運賃変更の届出をする場合は、見積書（第8号様式）の見積金額に、公示された基準額の上昇率を乗じた額以内で、再度見積書を作成し、その見積金額で契約をする。

契約候補者が辞退した場合、又は失格等の理由により契約できない場合は、次点者と交渉する。

1 5 その他事項

- (1) 本件に参加するために必要となる諸経費は、すべて参加者側の負担とする。
- (2) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、君津市が必要に応じて複製する場合がある。
- (5) 情報開示請求があった場合は、君津市情報公開条例（平成16年条例第1号）等に基づき、企画提案書等を開示することがある。
- (6) 提出された企画提案書等に関する著作権については、提案者に帰属するものとする。ただし、契約候補者として選定された企画提案書等及び成果品の著作権については、君津市に帰属するものとする。
- (7) 本業務提案説明終了後も本件に係る守秘義務は継続するものとする。
- (8) 君津市から提供した資料は参加に関わる検討以外で使用するではない。
- (9) 提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (10) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。

1 6 審査結果の公表

審査結果は、ホームページで公表する。ただし、候補者とならなかったものの名前については原則、非公表とする。

1 7 担当課

君津市教育部教育総務課（君津市役所 6 階）

〒 2 9 9 - 1 1 9 2

千葉県君津市久保 2 丁目 1 3 番 1 号

電 話：0 4 3 9 - 5 6 - 1 4 5 6

F A X：0 4 3 9 - 5 6 - 1 6 2 7

E-mail：kyouiku@city.kimitsu.lg.jp